

SB36 サイドイベント傍聴報告

2012年6月17日
海外環境協力センター (OECC)

本傍聴報告は、2012年5月14日～5月25日にドイツ・ボンで開催された国連気候変動枠組条約第36回補助会合 (SB36) において開催されたサイドイベントの傍聴報告です。

- タイトル：強化された緩和行動における炭素漏洩と競争懸念 (Addressing Carbon Leakage and Competitiveness Concerns for Enhanced Mitigation Action)
- 日時：2012年5月21日 (月) 18:15 - 19:15
- 主催：貿易及び持続可能な開発に関する国際センター (ICTSD)
- 会場：ドイツ環境省・Room Wind
- プレゼンター：Thomas L. Brewer (ICTSD), Ahmed Abdel Latif (ICTSD), Wei Zhuang (国際持続可能な開発法センター (CISDL)), Ingrid Jegou (ICTSD), Rachel Swain (Department of Foreign Affairs and Trade, Australia)

■ 概要

- モデレーターの Jegou 氏 (ICTSD) が最初にテーマについて説明した。将来の国際的な気候変動問題の枠組をめぐる交渉が行き詰まっている現状を鑑み、幾つかの国や地域では炭素クレジット市場のような国内 (あるいは域内) 制度が設立された。こうした政策は、二酸化炭素の排出の多い産業の生産拠点を規制の厳しく無い国外 (域外) に移動させるインセンティブを生み、結果的に二酸化炭素の排出は減少しないとの批判を浴びている。そういった背景を鑑み、このサイドイベントでは炭素クレジット市場に代表されるユニラテラルな気候変動政策には実際のところは正負の両面がある事が述べられた。

1. Thomas L. Brewer (ICTSD)：欧州連合域内排出量取引制度 (EU ETS) が及ぼす影響について

- このプレゼンテーションにおける2つのキーメッセージは以下の通りである。
 1. 厳しい温室効果ガス排出の規制によって国内企業の競争力が低下するとの懸念は誇張されている。厳しい温暖化対策法によって国内企業の競争力は上昇する事も低下する事もあり得る。
 2. この問題を一般化する事は難しい。それぞれの国や産業を一つ一つ分析する事によってしか結論を出す事は出来ない。

- 温室効果ガス排出に対する規制の強化に対する懸念が誇張されている事を論証するべく、**Brewer 氏**は **EU ETS** を例に挙げた。**EU ETS** の対象に航空産業も含める事が提案されているが、それによる課税額は米国と欧州を結ぶ便で約 **6~12 ユーロ**程度であると推定されており、それは平均的な航空運賃の約 **2%**に過ぎず、また空港税（平均して **75 ユーロ**程度）と比較してもかなり少額である。また、**EU ETS** による課税によって生まれるキャッシュフローは航空産業の総売り上げの約 **0.25~0.5%**程度にしかならないとの推定もある。また、航空業界は浮き沈みの激しい業界であり、アメリカにおける同業界の純利益はマイナス **170 億ドル**から **200 億ドル**まで変化しうる。以上のことから、**EU ETS** の対象に航空産業が含まれようと、米国の航空業界は大きな打撃を受ける事は無い。しかしながら、気候変動の緩和に関して大きな成果を上げている国に対しては課税を免除するといった対策を講じる事もまた可能である。
- **Brewer 氏**は、米国内でキャップ&トレード制度がもし設立された場合でも、製鉄・化学・セメント・アルミニウムのような一部の高エネルギー産業しか大きな影響を受けないだろうとの見解を示した。
- 発表の最後に、**Brewer 氏**は **EU ETS** のようなスキームには少なくとも **2**つの大きなメリットがあると述べた。それは、それによって長期的には科学的な革新が促進される事と、他の国も同様の措置を講じる可能性が生まれる事である。

2. Ahmed Abdel Latif (ICTSD) : 「クリーンエネルギーイノベーション - グローバルな枠組と国内政策」

- 国際的な環境条約はクリーンエネルギーイノベーションを促進させる可能性がある。例えば、**1997**年に京都議定書が起草されて以来、先進国では年間の新規パテントの登録数が **20%**増加したというデータがある。この数字は統計的に有為であり、特に太陽光発電に関わるパテントは急激な伸びを見せた。
- また、クリーンエネルギーイノベーションは原油価格とも相関関係がある可能性がある。例えば、原油価格の伸びと歩調を合わせるように、世界のクリーンエネルギーに関する研究開発費は **2007**年の **120 億ドル**から **2**年間で **2**倍に伸びた。しかしながら、クリーンエネルギーに関する研究開発費は他の産業と比較すれば依然として低い状態にあり、それは政策によってさらに増加させる事が出来る可能性がある。

3. Wei Zhuang (CISDL) : 「国内政策と共通だが差異のある責任の原則をいかに両立させるか」

- **Zhuang 氏**は **EU ETS** に代表されるような気候変動の緩和のための国内（域内）政策は共通だが差異のある責任（**CBDR**）の原則に抵触する可能性が高く、何らかの補償メカニズムが必要であると述べた。
- 国内（地域内）で行われる緩和政策には様々な形態があるが、その中でも最も議論を

呼んでいるものが国境調整措置である。EU ETS に代表される同措置は米国でも採用される可能性があり、それには規制が比較的緩い他国により厳しい排出削減を求めるという意図がある。このような措置は一見気候変動の緩和に効果的であるように見えるが、CBDR の原則に抵触する可能性が高い。なぜならそれは各国が歴史的にどれだけ気候変動の原因を生み出して来たか、そして先進国と発展途上国では財政的・技術的・組織的キャパシティに格差があるということに由来する原則だからである。言い換えれば、国境調整措置は発展途上国に対して衡平では無いと考えられる。

- 国境調整措置を衡平なものにするためにはいくつかの解決方法が考えられる。1. 発展途上国に対して国境調整措置の課税を免除する。2. 国境調整措置によって得られた資金を発展途上国へと投資する。3. 技術や資金を発展途上国に移転する。

Rachel Swain (豪州 外務貿易省) : コメント

- WTO と UNFCCC は共に環境を隠れ蓑にした貿易保護措置を禁止している。したがって、気候変動に関連した国境調整措置を貿易保護政策の一環として用いる事は現実的には困難である。
- CBDR が議論される際には「差異のある」という文言が注目されることが多いが、それには「共通の」という言葉も含まれているということをお忘れではない。

■ 質疑応答

Q. もし EU ETS が実際に他国の産業の競争力に大きな影響を与えないならば、なぜそれは国際交渉において大きな波紋を呼んでいるのか。

A. Brewer 氏 (ICTSD)

今回の発表はいくつかの国や産業について得られたデータを基にしているため、他の国や産業にそれが必ずしも当てはまるとは限らない。また、国際交渉においては何事もセンシティブになりうる。

Q. なぜ EU ETS は WTO 法に照らして違法では無いと考えられるか。

A. Brewer 氏 (ICTSD)

WTO には航空業界に関連した 2 つの条約があるが、そのどれもが航空税の問題には直接には触れていない。したがって、EU ETS が WTO 法に適合しているか否かを判断するのは時期尚早である。

Q. 先進国における特許登録数の増加によって技術移転は促進されたのか。

A. Latif 氏 (ICTSD)

技術移転と特許登録数の相関性については、明らかにすることは困難であり、一般化するのは難しい。

参加者のコメント

1. 貿易は政府間同士ではなく民間企業によって行われるので、ある業界における規制の弱さが国際競争力につながるというのはある意味必然である。
2. 国境調整措置は、国内の消費者にシグナルを送るという意味でも使用可能である。

Q. 先進国の国境調整措置によって途上国に不当に責任が押し付けられているとはどういうことか。

A. Zhuang 氏 (CISDL)

国際情勢は変化し、途上国におけるモノの生産量は増加し、先進国はその多くを輸入し、消費している。しかし、UNFCCC における現在のシステムは旧態依然としており、温室効果ガス排出削減の責任はモノの消費者ではなく生産者のみが負わなければならない。

(報告者：OECC 佐藤瑞西)

サイドイベント傍聴報告については以下をご覧ください。

日本語版

http://www.mmechanisms.org/relation/details_oecc_SB36report.html

英語版

http://www.mmechanisms.org/e/relation/details_oecc_SB36report.html